

医療と法律

Q&A

第10回

「障害者差別解消法  
～医療機関に求められる「合理的配慮」～」

弁護士法人 社協同法律事務所

弁護士 長谷川雄大

**相談者**：せんだい杜協同内科クリニックの院長をしています。当院における診療は、原則として事前予約制で、予約方法は電話のみですが、先日、当院に通院される耳が不自由な患者さんから電話での予約は難しいため、他の方法はないかと相談を受けました。その方のご自宅にはFAXがあるとのことでしたので、FAXでの予約で対応しました。今後も障害を持たれた方から相談を受けたときに、当院として、どこまで対応すべきか判断に困る場合もあると思い、相談に来ました。

**弁護士**：とてもホットなテーマですね。実は、障害者差別解消法(以下、「法」といいます。)が改正され、令和6年4月1日より施行されています。重要な改正点の一つとして、法第8条2項が次のように規定されたことがあげられます(①～④の記号並びに下線は筆者が付したものです)。

第8条2項

①事業者は、その事業を行うに当たり、②障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、③その実施に伴う負担が過重でないときは、④障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

**相談者**：元々似たような条文だったと思うのですが、気のせいでしょうか。

**弁護士**：よくご存じですね。確かに、改正前の法第8条2項もよく似た規定ですが、先ほど見た条文の下線部が、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」とされていました。

いわゆる努力義務であったものが、法的義務に変わったという点で大きな改正といえますね。それゆえ、元々、適切な合理的配慮を行ってきた医療機関から見れば、改正の前後で何か具体的に変わるようなものではありません。

**相談者**：どうして、このような改正がなされたのでしょうか。

**弁護士**：障害に対する考え方が変化してきたためです。障害者が日常生活や社会生活で制限を受ける原因を、個人の心身の機能障害に求める考え方(以下、「医学モデル」といいます。)と障害と社会の構造(社会的障壁)との関係に求める考え方(以下、「社会モデル」といいます。)があります。医学モデルからは、障害者が日常生活や社会生活に制限を受ける状態は、本人の治療、訓練、努力により解消することを目指すこととなりますが、社会モデルからは、社会的障壁(社会における事物、制度、慣行、観念等)の除去の実施のために必要かつ合

理的な現状の変更及び調整により解消することを目指すことになります。

日本も批准している障害者権利条約が社会モデルの考え方に立脚していることをはじめ、世界的にも社会モデルの考え方が主流になりつつあることを踏まえて、法第8条2項は改正されたといえます。

**相談者**：なるほど。考えてみれば、社会的障壁により、障害をもった患者が治療を受けられないことは、実質的な医療拒否にもつながり、生命の危険に直結する恐れもあることから、特に医療機関にとって合理的配慮を行う意義は非常に大きいですね。

**弁護士**：その通りです。医師法19条1項は、応招義務を定めていますが、合理的配慮を欠いた結果、障害を持った患者が診察を受けられなかった場合には、正当な理由がない診察拒否として応招義務違反にもなり得ます。

**相談者**：とはいえ、合理的配慮という言葉だけでは、具体的に何をどこまですればよいのか分かりませんが、どのように考えればよいのでしょうか。

**弁護士**：私なりの言葉で説明すると、法8条2項は、障害者が何らかの社会的障壁が原因で健常者であれば受けられるサービス等を受けられない場合に、合理的配慮という手段により、その社会的障壁を除去して、よって健常者と同じようにサービス等の提供を受け、実質的な平等を確保するための規定といえます。

**弁護士**：この考え方を踏まえて、実際に法第8条2項を見てみましょう。まず、合理的配慮が問題となる場面として、法が定めているのは、①事業者が事業を行うに当たって、②障害

者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場面です。それゆえ、①事業とは無関係の私生活上の場面や、②障害者から意思の表明がない場面では、合理的配慮は義務付けられていません。

**相談者**：すると、典型的には、冒頭でお話しした患者のように、障害を持った患者から相談を受けた場合等に法8条2項の合理的配慮が問題になるのですね。

**弁護士**：そうです。とはいえ、意思の表明がなくとも、障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、こちらから対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めるべきです。

**弁護士**：次に、本人の意思表示とこれを受けた医療機関との建設的対話の中で、障害を持った患者が、具体的にどのような社会的障壁の除去を必要としているのか、その障壁を除去するためにはどんな方法があるのかを調整していきます。

先生が経験された冒頭の事例だと、「耳が不自由で電話を利用できない」という社会的障壁の除去方法として、(1)FAXによる事前予約、(2)メールによる事前予約、(3)書面の郵送による事前予約、さらに極端な例として、(4)医師や看護師が定期的に患者の自宅に行って診察の必要性を確認する方法など、複数の手段が存在します。

このうち(4)は、医師ないし看護師の時間的拘束が生じますし、移動費といった費用の問題もあり、医療機関の負担が大きく実現可能性が低いです。それゆえ(4)は、③その実施に伴う負担が過重であり、合理的配慮としてその提供が義務付けられるものではありません。

他方で、(1)から(3)は、事業者の負担は小さいことから、③その実施に伴う負担が過重であるとはいえません。

**相談者**：それでは、私は(1)FAXによる事前予約を選択しましたが、(2)(3)の方法でもよかったのでしょうか。

**弁護士**：診察それ自体が定期的なものとは限らず、突発的に診察の必要が生ずることもありますし、また希望日に予約が埋まっていた場合には、可能な限りタイムラグなく連絡を取り合って、早期に日程を調整して予約を確保する必要があります。

すると、(1)(2)の方法は、比較的これが可能ですが、(3)の方法では時間がかかりすぎ、「耳が不自由で電話を利用できない」という社会的障壁が除去できたとしても、「健常者と同水準の診察予約を行う」という社会的障壁を除去する目的を達成できません。他の適切な代替手段がない場合には、やむを得ないかもしれませんが、基本的に(3)は、④必要かつ合理的な配慮とは認められない可能性があります。

**相談者**：冒頭の事例における合理的配慮の考え方は分かりましたが、実際の現場では、もっと多種多様な社会的障壁が問題になると思います。その際に、何か指針になるようなものはありますか。

**弁護士**：ご指摘の通り、事業者に求められる合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面に応じて異なる多様かつ個別性の高いものであり、また環境の整備に係る状況や技術の進展、社会情勢、障害の状態等の変化にも応じて、適宜見直しが必要になるものです。それゆえ、明確な基準を提示することは困難ですが、厚労省の「障害

者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン<sup>1)</sup>」及び「医療機関における障害者への合理的配慮事例集<sup>2)</sup>」がとても参考になります。ぜひ、ご一読ください。

### ◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日より、事業者に求められる合理的配慮の提供義務が、努力義務から法的義務へと変更された。
- ②合理的配慮の内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、明確な基準は設けられないが、その判断に際しては、「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」及び「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」が参考になる。

1) <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001246986.pdf>

2) [https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/sanko\\_iryouseisuiyuu.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/sanko_iryouseisuiyuu.pdf)